

- ⑤ 増改築等の工事証明書
- ⑥ 増改築等とともにその敷地の用に供される土地や借地権の取得をする場合には、その土地や借地権をその受贈者の配偶者、生計を一にする親族その他その受贈者と特別な関係にある者以外の者から取得したことを明らかにする書類

(注) 増改築等の対象となる家屋が完成に準ずる状態にある場合には、別途の書類が必要となりますので税務署等にお問い合わせ下さい。



税金なんだばんだ？

親のスネをかじってマイホーム！

「相続時精算課税制度」の創設に伴い、これから住宅を新築、購入をする場合、親から贈与を受けて頭金を捻出しやすくなりましたので、大いにこの制度を活用し、夢のマイホーム取得へ向けて役立ててください。

従来の住宅取得等資金贈与制度

(相続時精算課税制度を選択しない場合)

住宅取得等資金 贈与制度とは

改めて従来からある制度についてのお話ですが、住宅の取得資金や住宅の増改築をするための資金の贈与を受けた場合には軽減措置があります。しかし、軽減されるといっても無条件に税金が安くなるというものではありません。税金が軽減されるという場合には必ず“要件”が定められていて、この要件にあてはまるものでなければ軽減されないことになっています。ですから、税金の軽減というときにはいつでもこの要件に注意していただきたいと思えます。